



高知県中山間地域交流促進事業（いこうち！）交通費等助成実施要領

（目的）

第1条 この要領は、高知県内の地域と継続的な関わりを持つ関係人口の創出を目的として実施する高知県中山間地域交流促進事業（以下「本事業」という。）において、高知県外在住者の本事業への参加を促すため、予算の範囲内で参加に要した交通費、宿泊費の一部に対して助成を行うこととし、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- （1）「県外参加者」とは、本事業募集ページ「いこうち！」に掲載しているプログラムに申し込み、参加した個人で、高知県外在住の者とする。
- （2）「プログラム」とは、地域活性化や課題解決に向け、集落活動センター等の地域団体が実施する活動で、「いこうち！」に掲載される募集情報とする。

（助成対象等）

第3条 助成対象は、令和7年7月13日から令和8年3月31日の間に行われるプログラムへの参加で、当該期間内に助成額を確定できたものに限る。ただし、期間終了前であっても、予算の上限額に達した場合、本助成は終了するものとする。

（助成対象者、助成対象経費及び助成限度額等）

第4条 助成対象者、助成対象経費、助成率、助成限度額、助成回数は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された助成額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

2 別表第2に該当する者は、助成の対象としない。

（助成金の申請手続）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、プログラム参加日から起算して30日を経過した日又はプログラム参加日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、助成金申請書（様式第1号）及び同申請書に定める添付書類を知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により助成金申請書を提出するにあたり、助成金申請書に記されている誓約事項の確認及びアンケートへの回答を行っていないなければならない。

（助成の決定及び助成金額の確定）

第6条 知事は、前条第1項の申請があった場合には、申請の内容を審査した上で助成金の交付の適否について決定し、申請者に通知するとともに、助成金を支払うものとする。

（助成の決定の取消し及び返還）

第7条 知事は、申請者が次の各号のいずれか又は別表第2のいずれかに該当すると認めた場合は、助成の決定及び助成額の確定の有無にかかわらず、助成の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に支払った助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要領の規定に違反した場合
- (2) 法令若しくはこの要領の規定又は法令若しくはこの要領の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (3) 不正又は虚偽の申請により助成の決定を受けた場合
- (4) 本事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

(情報の開示)

第8条 本事業に関して高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月25日から施行する。